

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に …… 2
基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について

事案番号24G01により公示した聴聞の期日を下記のとおり変更したため公示します。

令和6年6月18日 関東運輸局長 勝山 潔

記

1. 聴聞期日

(変更前) 令和6年7月8日 午後1時30分

(変更後) 令和6年8月1日 午後1時30分